

## 国保に加入するとき・やめるとき

国保に加入するとき・やめるときは、届出を行う必要があります。届出に必要なものを準備して本人またはご家族が、**14日以内**に届出ましょう。

	おもな例	届出に必要なもの
国保に加入するとき	他の市町村から転入してきたとき	転出証明書、印かん、
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書、印かん
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者でなくなった旨の証明書、印かん
	子どもが生まれたとき	保険証、母子健康手帳、印かん
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、印かん
	外国籍の人が加入するとき	在留カード、特別永住者証明書
国保をやめるとき	他の市町村へ転出するとき	保険証、印かん
	職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の両方の保険証(後者が未交付の場合、加入したことを証明するもの)、印かん
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	印かん
	国保被保険者が死亡したとき	保険証、死亡を証明するもの、印かん
	生活保護を受けるようになったとき	保険証、保護開始決定通知書、印かん
	外国籍の人がやめるとき	保険証、在留カード、特別永住者証明書
	町内で住所が変わったとき(転居)	
	世帯主や氏名が変わったとき	保険証、印かん
	世帯が分かれたり、一緒になったりしたとき	
	修学のため、別の住所を定めるとき	保険証、在学証明書、印かん
	保険証を紛失したり、破損して使えなくなったとき	身分を証明するもの、印かん

※上記の届出の際には、「個人番号カード」または「個人番号通知書＋免許証等」を持参してください。

### 加入の届出が遅れると・・・

保険証がないため、その間の医療費は全額自己負担(10割)になります。

また、本来加入すべき日(届出日ではありません)まで遡って保険税を納めなければなりません。

### やめる届出が遅れると・・・

国保の資格が無くなったあと、国保の保険証を使って診療を受けた場合、国保が負担した分の医療費は返還していただくことになります。

また、保険税を二重払いしてしまうこともあります。

### 国保の届出の手続きは職場では行いません！

国保に加入する・やめる届出は職場が手続きをしません。ご本人で手続きをしていただくか、またはご家族が手続きをしてください。